

西宮市保育料滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市における保育所保育料（以下「保育料」という。）の滞納対策の実施について必要な事項を定め、滞納保育料の解消と適正な管理を図るものとする。

(督促)

第2条 納期限までに現年度分保育料の納付がない場合は、納期限の翌月25日までに「督促状（兼）催告書」（様式第1号）を送付し、保育料の督促を行う。

(催告)

第3条 第2条により督促をしたにもかかわらず、指定した納期限までに保育料の納付がない滞納者に対しては、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。

- (1) 文書による催告
- (2) 電話による催告
- (3) 臨戸訪問による催告

(分納制度)

第4条 所得の減少等により保育料の納付が困難であると認められる者に対しては、次に掲げるところにより保育料の分割納付を適用することができる。また、その場合は、納入義務者に「納付誓約書」（様式第2号）を提出させるものとする。

(1) 現年度分保育料の分納

毎月の分納額は、納入義務者の生活状況を詳細に聴取のうえ、当該年度で決定された保育料月額額の50%を下回らない金額で決定する。

(2) 過年度分保育料の分納

毎月の分納額は、納入義務者の生活状況を詳細に聴取のうえ、分納期間が2年を超えない金額で決定する。

(3) 前各号に定める金額を下回って分納をすべき特別の事情が認められる場合は、別途対応することができる。

2 前項各号により適用した分納について、納入義務者の生活状況に改善が見られた場合、又は「納付誓約書」で定めた納付期限までに納付がない場合、分納の全部又は一部を取消することができる。

(滞納処分)

第5条 第2条による督促をした後、保育料の完納に至らない場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第7項及び子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）附則第6条第7項の規定により滞納処分を実施する。

(滞納処分の予告)

第6条 滞納処分を実施するにあたっては、対象者に対して「差押事前通知書」（様式第3

号)を簡易書留郵便により送付する。

(特別徴収)

第7条 公立保育所に在籍し納期限までに納付していない保育料がある者、又は私立保育所に在籍し納期限までに納付していない保育料があり今後期限が到来する保育料についても滞納するおそれがある者に対して、児童手当法(昭和46年法律第73号)第22条の規定により、児童手当から保育料の徴収(以下、「特別徴収」という。)を実施できる。ただし、保育料の督促を行うことにより納付が見込まれる者又は保育料の分割納付を適用し、決定した金額を滞りなく納付している者を除く。

2 前項の特別徴収を実施しようとするときは、保育料特別徴収通知書(様式第4号)を徴収対象者に予め送付しなければならない。また、徴収額に変更が生じたときは、保育料特別徴収通知書を改めて作成し、変更後の金額を予め通知しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月31日より施行する。